

姓名の変更、旧姓・通称の併記について

令和6年1月

修了証に旧姓・通称の併記を行うことが可能となりました。

新規の講習修了証発行時、再発行・書換の申請時に、ご希望される方は、受講申込書、書換申請書提出時にその旨お申し出ください。

なお、併記を行う場合は、戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書による確認が必要となります。

詳しくは、事務局へお尋ねください。